

# 印西地区消防組合及び栄町消防 広域化の検討について

(総務部門)



平成29年2月3日

印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会

## 第1章 現状と課題

1	印西地区消防組合と栄町消防の概要	1
(1)	印西地区消防組合の概況	1
(2)	栄町消防の概況	1
(3)	管内人口・面積	2
2	両消防本部の消防体制	4
(1)	両消防本部の署所所在地	4
(2)	消防車両等	5
(3)	両消防本部の組織と人員配置	6
(4)	階級別消防職員	7
(5)	年齢別職員構成	7
(6)	両消防本部の消防費決算額（歳出決算額）の推移	8

## 第2章 消防広域化の効果等

1	消防広域化の効果等	9
(1)	消防本部の統合による人員の再配置	9
(2)	人事ローテーションによる組織の活性化	10
(3)	財政負担の軽減	10
2	消防の広域化に対する財政措置（平成28年度）	11
3	課題	12
(1)	課題	12

## 第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1	基本的事項	13
(1)	広域化参画自治体	13
(2)	広域化の方式	13
(3)	広域化対象事務	13
2	組織	15
(1)	消防本部の位置	15
(2)	消防本部及び消防署の名称	15
(3)	消防本部及び消防署の組織	16
(4)	消防本部の権限	17
(5)	指令センター	17
(6)	署所配置	17
(7)	消防署所の管轄区域	18
(8)	勤務形態及び勤務時間	18
(9)	条例定数及び実員数	19

(10) 採用計画	19
3 人事管理等	20
(1) 任用	20
(2) 給料	20
(3) 諸手当	20
(4) 階級設定	22
(5) 教育訓練・研修等	23
(6) 貸与物品	25
4 施設整備	25
(1) 消防施設整備計画	25
(2) 電算システム	25
5 財政・財産	26
(1) 財産の取扱い	26
(2) 債務の取扱い	26
6 経費負担	26
(1) 事前準備経費の負担方法	26
(2) 事務委託に係る経費の負担方法	26
(3) 事務委託の廃止の手続きに係る経費の負担方法	26
7 消防団との連携確保	27
(1) 消防団との協力体制	27
(2) 消防団との災害時の連携	27
8 広域化後の意見調整組織	27
9 財政シミュレーション	27
10 今後のスケジュール	28
11 関係市町別メリット・デメリット	29

## 第1章 現状と課題

## 1 印西地区消防組合と栄町消防の概要

## (1) 印西地区消防組合の概況



印西地区消防組合は、千葉県の北西部に位置し、首都圏へ35km圏内にあり、県都千葉市へ30kmにあり北総台地の豊かな緑や印旛沼、手賀沼、利根川などの優れた自然環境に恵まれている。

管内人口は約158,000人、地域の主な交通網は国道16号線、356号線、464号線のほか、主要地方道の市川・印西線などがあり、鉄道はJR成田線、北総線、成田新高速鉄道があり、管内にある千葉ニュータウンは東京都心や成田国際空港との近接性等の条件を活かしながら、安心でひとが自然とふれあう活気と希望があふれる北総地域の中核として発展している。

印西地区消防組合消防本部は、昭和47年4月1日に印西町・白井町・印旛村・本埜村の2町2村で印西地区消防組合として設立した。その後、平成22年3月23日に市村の配置分合により構成団体が印西市及び白井市の2市となった。

発足当時、条例定数70人、消防職員26人から現在では条例定数266人、女性消防職員8人を含め、消防職員247人となっている。



## (2) 栄町消防の概況



栄町消防は、千葉県の北部、利根川流域に位置し、東は成田市、南は印旛沼、西は印西市、北は利根川を挟んで茨城県河内町に接し、東京都心より50km圏に入り、千葉市から35kmの距離で、成田国際空港に10kmのところを位置する。

管内人口は約21,000人(住宅開発をした安食台、酒直台、竜角寺台及び南ヶ丘に人口が集中)、東部一帯は高台で、山林、畑が多く、南部及び西北部は平坦で豊かな水田が広がっている。

また、当町の南側を走るJR成田線は、東京及び成田方面への通勤・通学をはじめ日常生活に欠かすことのできない交通手段である。

栄町消防本部は、昭和62年4月より消防防災課として消防業務を開始し、平成6年10月に1本部1署41人の職員で発足した。平成11年12月に現在の庁舎に移転し、職員47人で活動しており、防災、消防団及び消防水利に関する事務も取り扱っている。



※ 管内人口及び職員数は、平成28年4月1日現在における数値である。

《印西地区消防組合と栄町消防の管轄区域》



(3) 管内の人口・面積

ア 人口の推移

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じ、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。

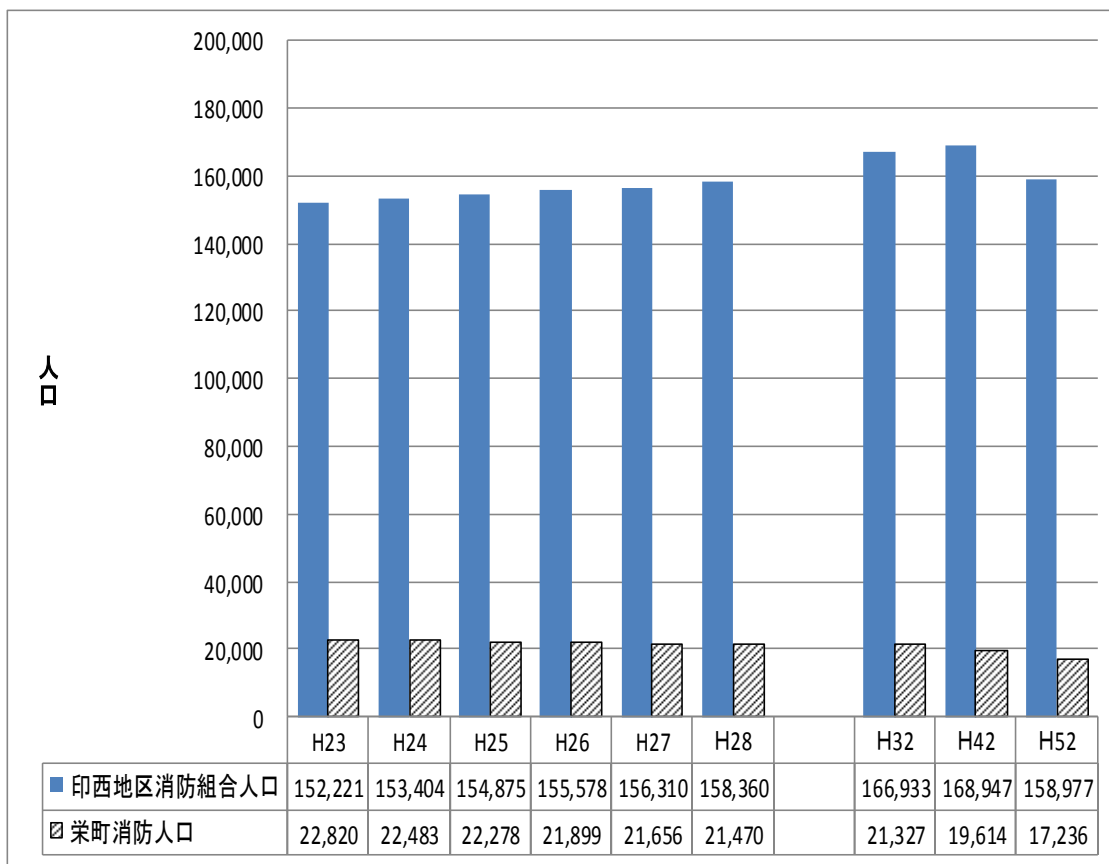
当地域における人口についても、印西地区消防組合を構成する印西市及び白井市では、平成42年をピークとして減少に転じ、生産年齢人口と年少人口が減少することが予測される。

また、栄町では、平成52年には、17,236人で平成28年4月1日と比較し、25%の減少が予測される。

こうした将来の人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、市町の財政基盤の脆弱化や救急出動件数の増加などにより消防需要が高まり、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが考えられる。

※ 人口は、印西市、白井市及び栄町において策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における上位推計値とした。

《印西地区消防組合と栄町消防の人口推移 各年4月1日現在》



イ 面積

	印西地区消防組合	栄町消防
面積	159 k m <sup>2</sup> (東西22 km 南北11 km)	32 k m <sup>2</sup> (東西12 km 南北5 km)

2 両消防本部の消防体制

(1) 両消防本部の署所所在地



施設名称	敷地面積	延べ床面積	竣工年月日
印西地区消防組合 消防本部・牧の原消防署	5,999.99 m <sup>2</sup>	2,490.63 m <sup>2</sup>	平成 13 年 3 月
印西地区消防組合 印旛消防署	3,662.34 m <sup>2</sup>	1,054.15 m <sup>2</sup>	平成 7 年 2 月
印西地区消防組合 本埜消防署 (印西市役所本埜支所 2 階)	—	631.68 m <sup>2</sup>	平成 25 年 4 月
印西地区消防組合 印西西消防署	3,700.08 m <sup>2</sup>	1,078.95 m <sup>2</sup>	昭和 59 年 3 月
印西地区消防組合 印西消防署	3,297.94 m <sup>2</sup>	960.97 m <sup>2</sup>	平成 28 年 9 月
印西地区消防組合 白井消防署	3,492.34 m <sup>2</sup>	939.00 m <sup>2</sup>	昭和 54 年 3 月
印西地区消防組合 西白井消防署	3,500.00 m <sup>2</sup>	1,206.80 m <sup>2</sup>	平成 5 年 3 月
栄町消防本部 栄町消防署	8,604.83 m <sup>2</sup>	2,350.73 m <sup>2</sup>	平成 12 年 2 月

## (2) 消防車両等

平成28年4月1日現在(単位:台)

所属等		消防ポンプ自動車 (※1)	救助工作車	はしご車	化学車	指揮統制車	救急自動車	特殊車等 (※2)	一般車	計	
第一方面本部	牧の原消防署	1				1	1	2		5	
	印旛消防署	1					1	1		3	
	本笠消防署	1					1		1	3	
	第二方面本部	印西西消防署	2		1			1	2		6
		印西消防署	1					1	1		3
	第三方面本部	白井消防署	1	1	1	1		1	1		6
		西白井消防署	1					1	1		3
		消防本部	1					1	2	4	8
	小計		9	1	2	1	1	8	10	5	37
栄町消防	栄町消防署	2	1				2	1		6	
	消防本部							2	1	3	
	小計	2	1				2	3	1	9	
合計		11	2	2	1	1	10	13	6	46	

※1 消防ポンプ自動車とは、水槽付消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車をいう。

※2 特殊車等とは、小型動力ポンプ付水槽車（給水車）、資機材搬送車、人員輸送車、予防査察車及び指揮車（広報車）をいう。

※3 広域化後変更車両（栄町消防：救助工作車廃車）



(3) 両消防本部の組織と人員配置

① 消防職員

平成28年4月1日現在(単位:人)

所 属 等		配置人数		
印西地区 消防組合 (247)	消防本部 (30)	消防長	1	
		次長	1	
		総務課	千葉県派遣	1
			印西市人事交流	1
			白井市人事交流	1
		予防課	8	
		警防課	指令センター派遣	4
	指令センター派遣		4	
	消防署 (217)	牧の原消防署 (※指揮隊及び通信要員を含む)	41	
		印旛消防署	23	
		本埜消防署	23	
印西西消防署		37		
印西消防署		23		
白井消防署		47		
西白井消防署	23			
栄町消防 (47)	消防本部 (11)	消防長	1	
		消防防災課	10	
	指令センター派遣	1		
消防署 (36)	栄町消防署	36		
合 計		294		

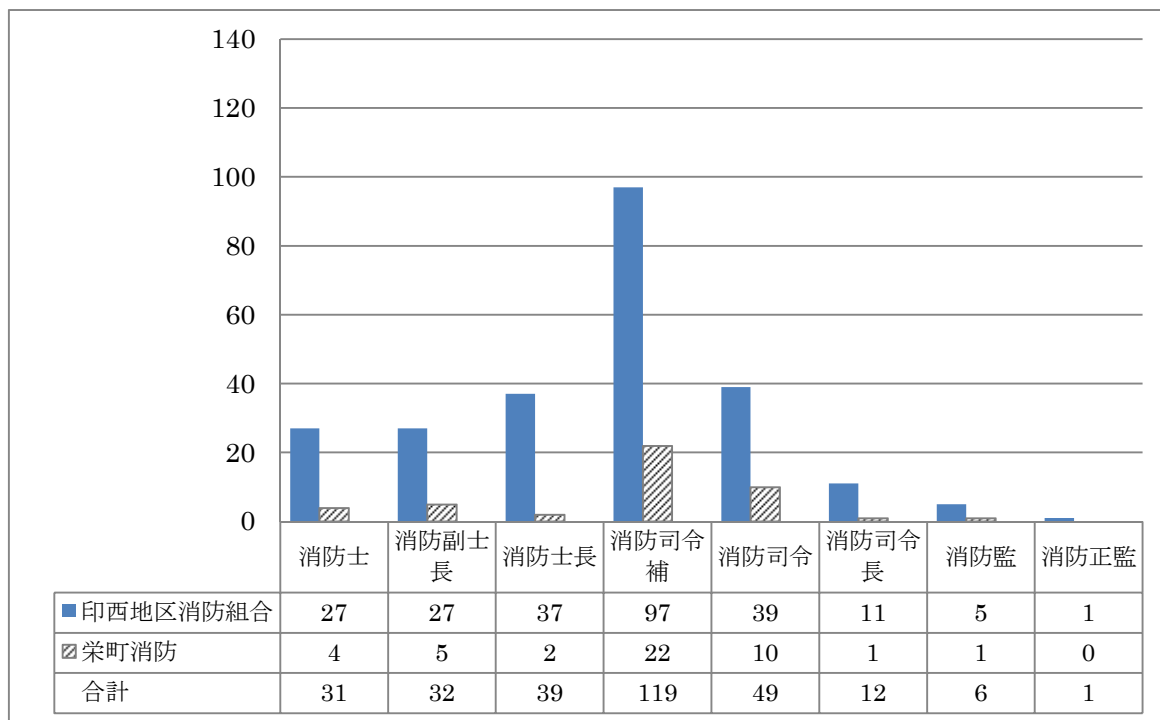
② 再任用職員

平成28年4月1日現在(単位:人)

所 属 等		配置人数	
印西地区 消防組合 (6)	消防署 (6)	牧の原消防署	4
		白井消防署	2
合 計		6	

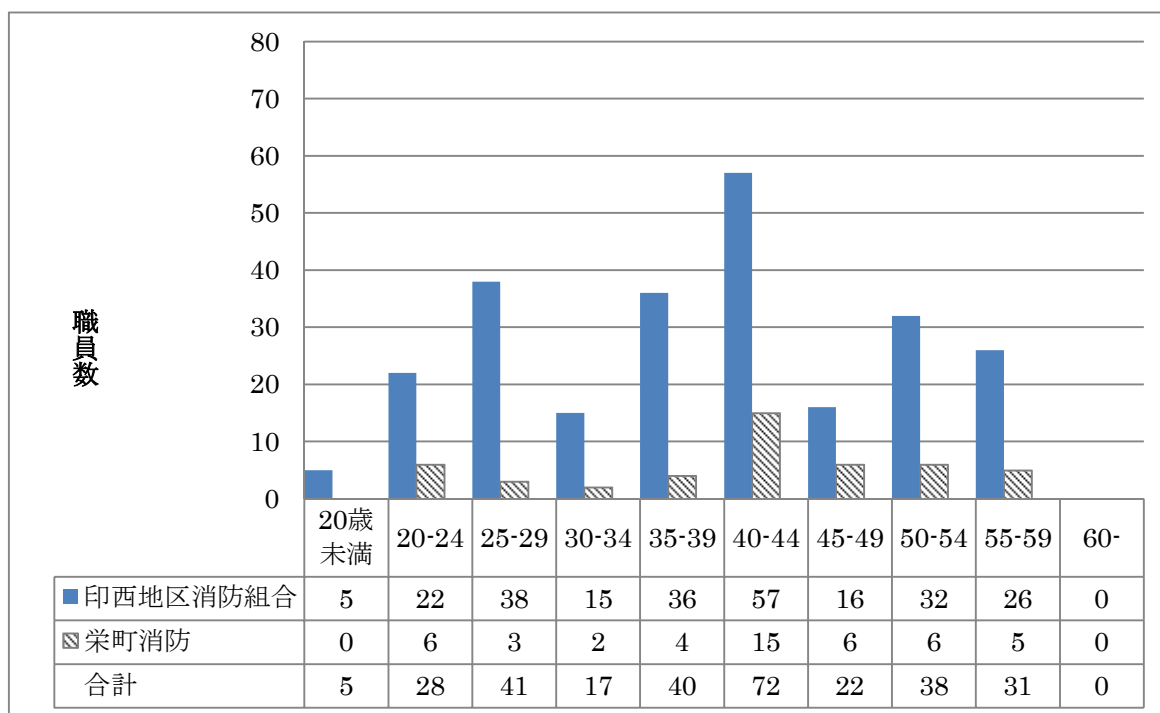
(4) 階級別消防職員

平成28年4月1日現在(単位:人)



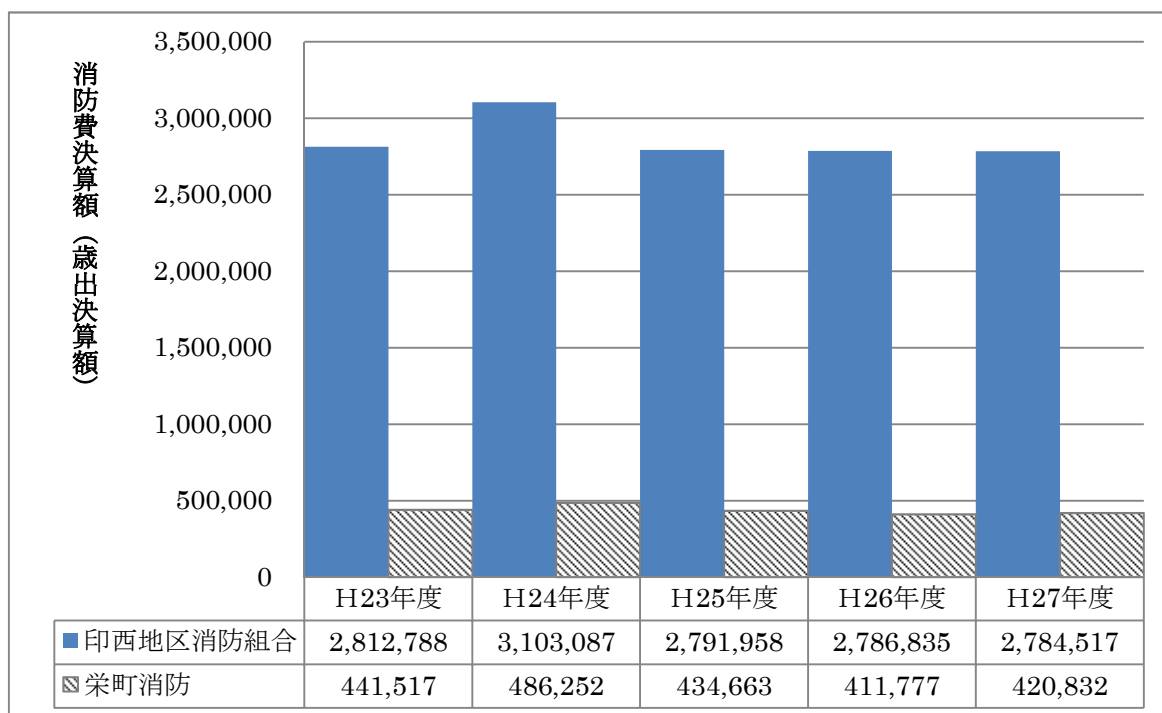
(5) 年齢別職員構成

平成28年4月1日現在(単位:人)



(6) 両消防本部の消防費決算額（歳出決算額）の推移

(単位：千円)



※平成24年度印西地区消防組合の主な事業

- ・指令センター共同運用整備事業（決算額：149,260千円）
- ・本 塾 消 防 署 建 設 事 業（決算額：82,691千円）
- ・消防救急無線デジタル化整備事業（決算額：79,139千円）

第2章 消防広域化の効果等

1 消防広域化の効果等

(1) 消防本部の統合による人員の再配置

広域化による人員の配置（再配置）状況は、以下のとおりとする。

《消防本部・署所配置職員数新旧対照表》

(現状：平成28年4月1日現在)				広域化時				増減数		
配置人員	印西地区消防組合	消防長		1	消防長		1	0		
		次長		1	次長		1	0		
		消防本部	総務課	10	消防本部	総務課	12	2		
			予防課	8		予防課	9	1		
			警防課	10		警防課	12	2		
		第一方面本部	牧の原消防署 (※1)		41	第一方面本部	牧の原消防署 (※1)		41	0
			印旛消防署		23		印旛消防署		23	0
			本埜消防署		23		本埜消防署		23	0
		第二方面本部	印西西消防署		37	第二方面本部	印西西消防署		37	0
			印西消防署		23		印西消防署		23	0
		第三方面本部	白井消防署		47	第三方面本部	白井消防署		47	0
			西白井消防署		23		西白井消防署		23	0
		小計		247	小計		252	5		
	栄町消防	消防長		1	第四方面本部	—		0	△1	
		消防防災課		10		—		0	△10	
		栄町消防署 (※2)		36		栄消防署		35	△1	
		小計		47		小計		35	△12	
	合計		294	合計		287	△7			

【消防本部（広域化前）：印西地区消防組合30人・栄町消防11人（消防長、次長及び派遣職員を含む。）】

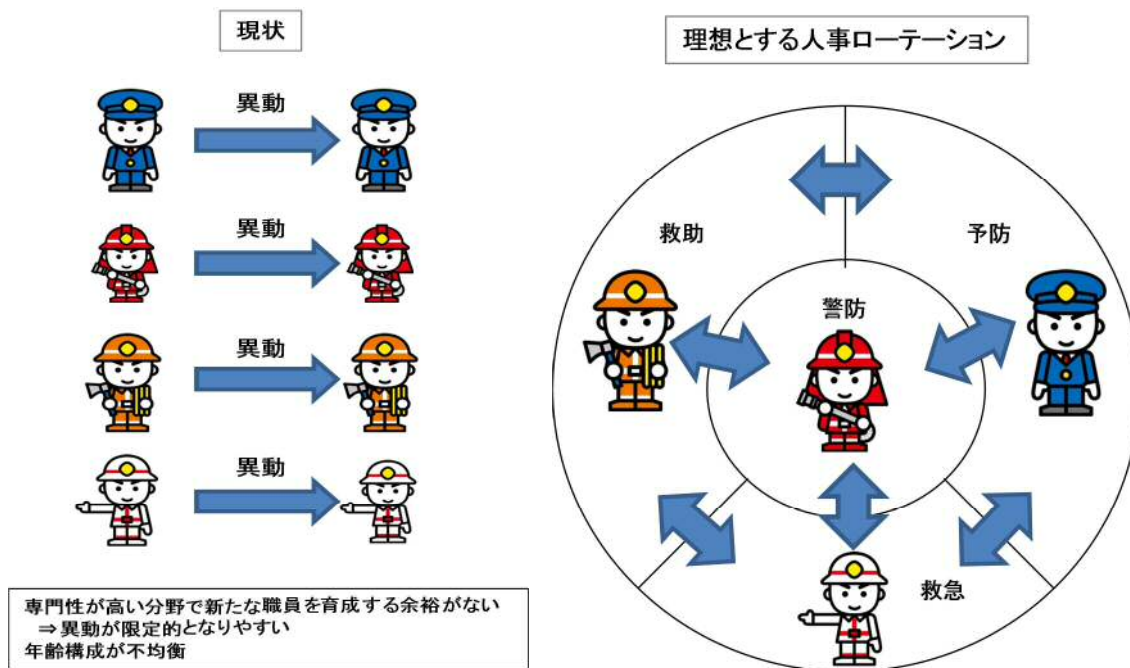
【消防本部（広域化後）：消防長1人・次長1人・総務課12人・予防課9人・警防課12人（栄町消防5人及び派遣職員を含む。）】

※1 指揮隊及び通信要員を含む。

※2 通信要員を含む。

(2) 人事ローテーションによる組織の活性化

組織規模の拡大に伴い、効果的な人事ローテーションが可能となり、職員個々の対応能力の向上と組織の活性化が期待できる。



(3) 財政負担の軽減

消防本部の広域化によって、特殊車両（救助工作車）の重複投資が効率化でき、また、国の財政支援を受けることで財政負担の軽減が見込まれる。

※影響額の試算：約1億3千万円（救助工作車の金額）

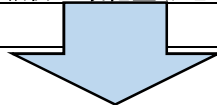
2 消防の広域化に対する財政措置（平成28年度）

現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成18年7月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
  - ・ 消防本部の規模の目標は、おおむね人口30万人以上とすることが適当
  - ・ 平成24年度までを目途に広域化を実現



- 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
  - ・ 消防の広域化の期限を**平成30年4月1日**まで延長
  - ・ 消防本部の規模の目標を、おおむね人口30万人以上から、地域の実情を十分考慮することへ
  - ・ 国及び都道府県の支援を集中的に実施する「**消防広域化重点地域**」の枠組みを創設



重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見、その他地域の実情を勘案して、都道府県知事はその判断により行うもの  
(平成25年4月1日付け、消防消第70号 長官通知)
  - 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり（基本指針）
    - ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
    - ②「広域化の気運が高い地域」
- 消防の広域化推進期限（平成30年4月1日）に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう  
都道府県知事へ要請（平成27年4月27日付け、消防消第91号 次長通知）

消防庁の今後の取組

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望に応じて派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進
- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について重点的に財政支援

市町村分	消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの面から総合的に財政措置を行う。
<p><b>1 消防広域化準備経費【特別交付税】</b>                  消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。</p> <p><b>2 消防広域化臨時経費【特別交付税】</b>                  消防広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。                  ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費                  ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費                  ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費                  ④ その他広域化整備に要する経費</p> <p><b>3 消防署所等の整備【緊急防災・減災事業債】</b>                  (1) 広域化消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築を含む。）                  (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築                  ※消防署所等 消防署、出張所及び指令センター                  (3) (1)、(2)以外の整備[一般単独事業債]                  充当率90%[通常充当率：75%]</p> <p><b>4 消防指令センター（指令装置等）の整備【緊急防災・減災事業債】</b>                  国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。</p> <p><b>5 消防車両等の整備【緊急防災・減災事業債】</b>                  広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。</p> <p><b>6 その他</b>                  ○ <b>国庫補助金の配分について</b>                  消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>緊急防災・減災事業債</b></p> <p>○対象事業                      地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象</p> <p>○財源措置                      ・地方債充当率 100%                      ・交付税算入率 70%</p> </div>	

都道府県分	<p><b>1 消防広域化準備経費【普通交付税】</b>                  消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。</p> <p><b>2 消防広域化臨時経費【特別交付税】</b>                  広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。</p>
-------	---

3 課題

(1) 課題

災害出動件数の増加や複雑多様化する災害現場等、消防需要の増加が予測されることから、消防車等の現場到着時間の短縮を勘案した消防署所の配置や消防車両の配置が課題となる。

また、指揮隊についても、広域化に伴い管轄範囲の拡大により、現場到着時間の延長が考えられることから、効果的な指揮隊の配置が課題となる。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1 基本的事項

(1) 広域化参画自治体

印西地区消防組合（印西市及び白井市）及び栄町により、消防の広域化について検討する。

(2) 広域化の方式

広域化の方式は、**事務委託方式**とする。

主な広域化の方式としては、事務委託のほか、一部事務組合等があるが、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図るといふ消防の広域化の目的を照らし、経費節減とスピード感のある意思決定を行うこと、また、専門的な消防サービスを管轄区域内の実情に即して提供し、合理的な消防行政を確保するという観点から、事務委託方式を採用する。

なお、受託自治体については、人口及び消防本部の規模に鑑み印西地区消防組合（印西市及び白井市）とする。

《一部事務組合方式及び事務委託方式の比較》

区 分	一部事務組合	事務委託
根拠法令	地方自治法第284条から第291条まで	地方自治法第252条の14から第252条の16まで
設置手続	県知事へ申請（許可必要）	県知事へ届出
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。</li> <li>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。</li> <li>事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失う。</li> </ul>
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。</li> </ul>
メリット及びデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町が同じ立場で運営に参画可能。</li> <li>全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力水準が概ね均一。</li> <li>一方で、各市町の実情に応じた対応が難しい部分がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1対1の受委託の関係により、各市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。</li> <li>他の方式と比較して委託事務の内容によっては委託側の財政負担が少ない。</li> <li>各市町が同じ立場で運営に参画できない。</li> </ul>



(3) 広域化対象事務

広域化の対象事務は、原則として消防団及び消防に必要な水利施設に係る事務を除く全ての消防事務とする。

《栄町消防で所管している消防団事務について》

消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針において、消防団事務は広域化の対象に含む必要はないとされているが、消防団については、地域に密着した消防活動を行うという特性上、広域化後の消防本部と消防団の連携の確保が必要である。

消防団事務は、構成市町の消防団の合併は前提とせず、広域化後にあっても各市町の消防団の地域性や歴史を尊重した上で各市町部局において事務を執行する。

したがって、栄町消防で所掌している消防団事務を町組織へ移管することとなるが、消防団員の処遇等は従前と何ら変わらない形で町組織に事務を引き継ぐものとする。

《栄町消防で所管している水利事務及び消防委員会事務について》

水利事務（管理）及び消防委員会事務については、印西地区消防組合で行なっていないことから、印西地区消防組合における事務分掌を基本としつつ、当該事務（管理）を町組織に引き継ぐものとする。

《栄町消防で所管している防災事務について》

現在、栄町消防では、防災に係る事務の一部を所管しているため、広域化後の取扱いは次のとおりとする。

- ① 防災備蓄品の整備は、広域化時に町組織へ移管する。
- ② 栄町が実施する総合防災訓練の企画に関する事業は、広域化時に町組織へ移管する。ただし、同訓練において、実動部隊（消防隊、救助隊等）が必要となる部分については広域化後の消防機関が支援する。
- ③ 自主防災組織育成事業（結成時の支援及び毎年度の補助事業）は、広域化時に町組織へ移管する。ただし、自主防災組織が定期的に行う資機材取扱訓練等は、広域化後の消防機関が訓練指導を行う。

2 組織

(1) 消防本部の位置

広域化前の印西地区消防組合消防本部（印西市牧の原二丁目3番地）を広域化後の消防本部の位置とする。

(2) 消防本部及び消防署の名称

① 消防本部の名称

ア 消防本部の名称を「印西地区消防組合消防本部」とする。

イ 消防本部に方面本部を置く。

方面本部の名称、位置及び所管する消防署は下表のとおりとする。

② 消防署の名称

消防署は、市民に最も身近な消防機関であることから、大幅な変更は加えず、現在の消防署名若しくはそれに準じた消防署名とする。

《消防本部の名称》

消防本部の名称については、広域化後に他の消防本部と混同されないこと、構成市町の消防本部が統合したことが一目で分かることを基本として検討を進めた結果、「印西地区消防組合消防本部」とする。

「消防本部」については、広域化後の管轄人口が約18万人であり、同規模の消防本部でも「消防本部」としている例もあることから、今回の広域化によって新たに組織する本部は「消防本部」とする。

また、広域化前の印西地区消防組合には、消防本部に方面本部を置いていることから、広域化後の組織についても方面本部体制を継続するものとし、行政区切りを推進することにより、新たに第4方面本部に栄消防署を加えるものとする。

なお、広域化後の消防本部の名称についても規約に規定する。

《方面本部の名称、位置及び所管する消防署》

名称（仮称）	位置	所管する消防署
第1方面本部	印西市牧の原二丁目3番地	牧の原消防署、印旛消防署、本埜消防署
第2方面本部	印西市大塚一丁目4番地1	印西西消防署、印西消防署
第3方面本部	白井市復1147番地1	白井消防署、西白井消防署
第4方面本部	印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71	栄消防署

《消防署の名称》

広域化前		広域化後	
第1方面本部	牧の原消防署	第1方面本部	牧の原消防署
	印旛消防署		印旛消防署
	本埜消防署		本埜消防署
第2方面本部	印西西消防署	第2方面本部	印西西消防署
	印西消防署		印西消防署
第3方面本部	白井消防署	第3方面本部	白井消防署
	西白井消防署		西白井消防署
栄町消防署		第4方面本部	栄消防署

(3) 消防本部及び消防署の組織

① 消防本部の組織

ア 広域化時の消防本部体制は、1本部（総務、予防及び警防の3部門）を基本とする。

イ 広域化時の方面本部体制は、第1方面本部（牧の原消防署、印旛消防署及び本埜消防署）、第2方面本部（印西西消防署及び印西消防署）、第3方面本部（白井消防署及び西白井消防署）及び第4方面本部（栄消防署）を基本とする。

② 消防署の組織

広域化時の消防署体制は、8署（印西地区消防組合内7署、栄町消防内1署）を基本とする。

《消防本部》

課名（仮称）		主な事務分掌
総務課	庶務係 人事係 財務係	組合事務の総合調整/組合議会/職員の人事給与・研修/施策の企画/予算/財務管理に関すること 等
予防課	指導調査係 建築設備係 危険物係	建築物の許可等の同意/危険物の規制/火災原因調査/防火管理に関すること 等
警防課	警防係 救急救助係	警防本部の運営/車両更新/救急・救助業務の総合調整に関すること 等

《方面本部》

所属（仮称）	主な所掌事務
方面本部	第1方面本部 第2方面本部 第3方面本部 第4方面本部
	方面内の人事調整/方面内の研修・訓練/方面内の業務管理・企画調整に関すること 等

《消防署》

所属（仮称）		主な所掌事務
消防署	第1部 第2部	火災の予防/災害の警戒、防ぎよ、調査、情報収集/ 火災原因調査/救助活動/救急活動/啓発活動/車両 資機材の維持管理に関すること 等

《参考》 附属機関

附属機関名称	方針
情報公開・個人情報保護審査会 行政不服審査会	印西地区消防組合内に設置
公平委員会（千葉県市町村公平委員会）	千葉県市町村総合事務組合内

(4) 消防本部の権限

広域化後には、印西地区消防組合の組織体制に統一する。

(5) 指令センター

広域化前のちば消防共同指令センターにより継続運用するものとし、119番着信及び出動車両の部隊編成プログラム等について一部変更する。

(6) 署所配置

広域化当初は両消防本部の現行の署所配置とする。  
将来的に、現場到着所要時間の短縮、署所管轄面積の平準化、各地域の将来的人口見込み、ビル・商業施設・住宅等の防火対象物の建設状況等を総合的に勘案した上で、署所の再配置の検討を行う。

現在の印西地区消防組合及び栄町消防の消防署所の配置状況<sup>1</sup>を鑑みると、消防力が大きく重複する地域は認められないことから、広域化当初は現行の署所配置とする。

なお、最適な署所配置については、各地域の人口推移等を総合的に勘案し、署所の出動区域の適正化や消防力のバランスを考慮した上で適宜検討する。

<sup>1</sup> 4頁の地図を参照。

(7) 消防署所の管轄区域

消防署所の管轄区域は、原則として現状のとおりとする。  
 出動区域は、現場到着所要時間を勘案した上で調整する。

両消防本部の消防が広域化した場合、従来の行政境界の概念がなくなるため、災害地点に最も近い署所からの出動を原則として出動区域及び消防車両の出動台数等を調整することで、初動体制の強化を図ることとする。

一方で、平常時における地域の防災訓練の相談等、地域との連携に関しては、市民の混乱を招かないよう現状の管轄区域とする。

(8) 勤務形態及び勤務時間

交代制勤務者の勤務形態は2部制とし、勤務時間については1当務当たり15時間30分とする。  
 なお、勤務時間の割振は、広域化前の印西地区消防組合の例によるものとする。

《2部制・3部制の比較》

種別	メリット	デメリット
2部制	3部制と比較して少ない職員数で編成できる。	部隊編成が当務日ごとに異なるため、部隊内における連携は3部制と比較すると難しい。
		部隊内で週休となる職員が常にいるため、事務が円滑に進まない。
3部制	部隊編成が固定されるため、2部制と比較すると連携が取りやすい。 (職員の技量把握・継続した訓練の実施などの面で2部制よりも有利)	部隊編成が固定されてしまうため、職員間の人間関係や福利厚生など、職場環境及びチームワークづくりに重大な支障を来す懸念がある。
	日勤日に研修や予防業務(査察等)を実施しやすい。	2部制と比較すると、部隊編成のための職員数が多く必要になる。

消防職員の勤務形態は、災害を未然に防ぐための予防業務、職員の人事管理など庶務的業務と、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止める警防業務・人命救護の救急業務の2つに大きく分けることができる。業務の性格上、前者が「毎日勤務」、後者が「交替制勤務」となる。

交替制勤務の形態は、主に2部制と3部制があるが、印西地区消防組合が2部制を採用し、栄町消防は3部制を採用していることから、広域化を円滑に進めること及び現場活動における交代要員等を考慮し、印西地区消防組合が採用している2部制を継承するものとする。

なお、3部制については、部隊内の職員が固定されるため、職員間の連携確保や個々の職員の技量把握が容易となるメリットがあるものの、2部制と比較して多くの人員が必要となり、財政負担が生じることから、広域化時に採用することは現実的ではないと判断した。

《現在の勤務形態》

○ 印西地区消防組合消防本部職員（交替制勤務職員）の勤務時間割振り

08:30		12:00	13:00		17:15	18:15		23:00		05:30	08:30	
	勤務 3時間30分		休憩 1時間		勤務 4時間15分		休憩 1時間		勤務 4時間45分		休憩 6時間	勤務 3時間

勤務時間合計 15時間30分

※ 牧の原消防署は通常駐勤務に服するため、夜間勤務を2時間実施する。（下表に同じ。）

○ 栄町消防本部職員（交替制勤務職員）の勤務時間割振り

08:30		12:00	13:00		17:15	18:15		22:00		06:30	08:30	
	勤務 3時間30分		休憩 1時間		勤務 4時間15分		休憩 1時間		勤務 3時間45分		休憩 6時間 勤務 2時間	勤務 2時間

勤務時間合計 15時間30分

(9) 条例定数及び実員数

広域化時の条例定数は、306人とする。

《条例定数・実員数》

(単位：人)

消防本部名	条例定数	実員数
印西地区消防組合	266	247
栄町消防	40	47
計	306	294

(10) 採用計画

今後の退職によって災害対応力に支障を来さぬよう、再任用制度の効果的な活用に努めるものとする。

また、将来再び懸念される職員の高齢化及び大量退職に備えるため、広域化後速やかに採用計画を策定する。

《定年退職者の予定》

(単位：人)

消防本部名/年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
印西地区消防組合	2	1	8	8	7	8	2	2	12	6
栄町消防	0	1	1	0	2	1	3	2	0	0
計	2	2	9	8	9	9	5	4	12	6

3 人事管理等

(1) 任用

- ① 栄町消防職員を印西地区消防組合職員として採用する。
- ② 原則として、採用（選考）は面接試験によるものとする。
- ③ 印西地区消防組合職員となる者の職務の級は、印西地区消防組合の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

(2) 給料

- ① 広域化後に使用する給料表は、消防職員の給与に関する条例（印西地区消防組合）によるものとし、8級制とする。
- ② 広域化時の給料は、広域直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額を基礎として、不利益が生じないよう切替えるものとする。切替えに当たっては、基礎となる額の「同額」に位置付けることを原則として切替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応する。

(3) 諸手当

- ① 諸手当に対する基本的考え方  
広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）となるよう調整を行う。
- ② 広域化後の諸手当
  - ア 扶養手当  
印西地区消防組合の基準に統一する。
  - イ 住居手当  
印西地区消防組合の基準に統一する。
  - ウ 通勤手当  
印西地区消防組合の基準に統一する。
  - エ 期末勤勉手当  
印西地区消防組合の支給率に統一する。
  - オ 期末勤勉手当役職加算率  
印西地区消防組合の加算率に統一する。
  - カ 時間外勤務手当  
印西地区消防組合における級別標準職務表のうち、1級から6級までを支給対象範囲とする。
  - キ 管理職手当  
印西地区消防組合の支給額に統一する。
  - ク 管理職員特別勤務手当  
印西地区消防組合の基準に統一する。
  - ケ 特殊勤務手当  
印西地区消防組合の基準に統一する。
  - コ 地域手当  
印西地区消防組合の基準で統一する。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

平成28年4月1日現在

手当種別		印西地区消防組合	栄町消防	広域化後(案)	備考
扶 養	配偶者	13,000円	13,000円	13,000円	印西地区に統一
	配偶者以外	6,500円	6,500円	6,500円	
	配偶者以外 配偶者なし	11,000円	11,000円	11,000円	
	16歳-22歳 子	11,500円	11,500円	11,500円	
住 居	借家 23,000円を超える	家賃月額から23,000円を控除した額の1/2(控除した額の1/2が16,000円を超える時は16,000円) +11,000円	家賃月額から23,000円を控除した額の1/2(控除した額の1/2が16,000円を超える時は16,000円) +11,000円	家賃月額から23,000円を控除した額の1/2(控除した額の1/2が16,000円を超える時は16,000円) +11,000円	印西地区に統一
	借家 23,000円以下	家賃月額から12,000円を控除した額	家賃月額から12,000円を控除した額	家賃月額から12,000円を控除した額	
	持家	0円	0円	0円	
通 勤	自家用車等	-5km 2,000円	-5km 2,000円	-5km 2,000円	印西地区に統一
		5-10km 4,200円	5-10km 4,200円	5-10km 4,200円	
		10-15km 7,100円	10-15km 7,100円	10-15km 7,100円	
		15-20km 10,000円	15-20km 10,000円	15-20km 10,000円	
		20-25km 12,900円	20-25km 12,900円	20-25km 12,900円	
		25-30km 15,800円	25-30km 15,800円	25-30km 15,800円	
		30-35km 18,700円	30-35km 18,700円	30-35km 18,700円	
		35-40km 21,600円	35-40km 21,600円	35-40km 21,600円	
		40-45km 24,400円	40-45km 24,400円	40-45km 24,400円	
		45-50km 26,200円	45-50km 26,200円	45-50km 26,200円	
		50-55km 28,000円	50-55km 28,000円	50-55km 28,000円	
		55-60km 29,800円	55-60km 29,800円	55-60km 29,800円	
		60km- 31,600円	60km- 31,600円	60km- 31,600円	
	電車	定期6月の額 交代勤務 通勤の11回分運賃	定期6月の額 交代勤務 通勤の11回分運賃	定期6月の額 交代勤務 通勤の11回分運賃	
バス	通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ※ICカード特典分を控除	通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ※ICカード特典分を控除	通勤21回分運賃 交代勤務 電車と同じ ※ICカード特典分を控除		
期 末	6月	一般職 1.225	一般職 1.225	一般職 1.225	当該年度における印西地区の支給額に統一
		管理職 1.025	管理職 1.225	管理職 1.025	
	12月	一般職 1.375	一般職 1.375	一般職 1.375	
		管理職 1.175	管理職 1.375	管理職 1.175	
勤 勉		一般職 0.8	一般職 0.8	一般職 0.8	当該年度における印西地区の支給額に統一
		管理職 1.0	管理職 0.8	管理職 1.0	
期末勤勉 役職加算率	消防吏員の級別職務分類	4級 5% 7級 15% 5級 10% 8級 20% 6級 10%	4級 5% 7級 12% 5級 8% (参事13%) 6級 9%	4級 5% 7級 15% 5級 10% 8級 20% 6級 10%	印西地区に統一
時間外勤務	支給範囲	消防吏員の級別職務分類 1級から6級までの職員	消防吏員の級別職務分類 1級から6級までの職員	消防吏員の級別職務分類 1級から6級までの職員	印西地区に統一
管理職	消防長	87,300円	35,400円	87,300円	印西地区に統一
	次長	73,500円		73,500円	
	課長・署長	60,100円	35,400円	60,100円	
	主幹	44,300円		44,300円	
管理職者特別	支給範囲	警防課長：緊急時 3,000円		警防課長：緊急時 3,000円	印西地区に統一、支給は災害 対処等の臨時・ 緊急時とする。
		主幹：休日6時間以内 8,000円		主幹：休日6時間以内 8,000円	
		主幹：休日6時間超 12,000円		主幹：休日6時間超 12,000円	
		主幹：平日(夜間) 3,000円		主幹：平日(夜間) 3,000円	
特殊勤務	火災出勤等	300円		300円	印西地区に統一
	救急出勤 (救命士：司令補以上)	500円		500円	
	(救命士：士長以下)	300円		300円	
	(救命士以外)	200円		200円	
	救急救命(救命士行為：1回)	300円	400円	300円	
	機関員(大型：1日)	200円		200円	
機関員(普通：1日)					
地 域		8%	4%	8%	印西地区に統一



(4) 階級設定

- ① 印西地区消防組合の職名に応じ階級を設定する。
- ② 広域化時の栄町消防職員の階級は、印西地区消防組合の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

広域化後の人口が約18万人、消防吏員数が287人(247人+40人)以上となることから、消防吏員の階級の基準(昭和37年消防庁告示第6号)に基づき、消防正監(人口30万人以上又は消防吏員数200人以上)を消防長の階級とする。

消防職員には、火災、救急及び救助等の事案が発生した場合、上位者の指揮の下、統制のとれた部隊行動を遂行することが必要であり、そのために階級制度が存在しているが、自治体職員の一員でもあるため、一般行政職の職名(職級)でもそれぞれ格付けがなされており、広域化後は、職と階級の整合性を図るものとする。

また、消防独自の表彰制度、研修制度、更には現場活動時の部隊運用を鑑み、原則として広域化後の階級を印西地区消防組合における級別標準職務表により統一を図るものとする。

《両消防本部の階級比較》

印西地区消防組合		栄町消防	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
1級	1 消防士の職務 2 主事補の職務	1級	1 消防士の職務 2 主事補の職務
2級	1 消防副士長の職務 2 主事の職務	2級	1 消防副士長の職務 2 主事の職務
3級	1 消防士長の職務 2 主任又は主任主事の職務 3 副主査の職務	3級	1 消防司令補の職務 2 消防士長の職務 3 副主査の職務 4 主任主事の職務
4級	1 消防司令補の職務 2 係長の職務 3 主査補の職務	4級	1 消防司令補の職務 2 主査の職務
5級	1 消防司令補の職務 2 主査の職務 3 副隊長の職務	5級	1 消防司令の職務 2 班長の職務 3 副主幹の職務
6級	1 消防司令の職務 2 隊長及び課長補佐の職務 3 副署長及び副主幹の職務	6級	1 消防司令の職務 2 副署長の職務 3 主幹の職務
7級	1 消防司令長の職務 2 課長及び主幹の職務 3 消防署長の職務	7級	1 消防監の職務 2 消防司令長の職務 3 消防長の職務 4 課長の職務 5 消防署長の職務
8級	1 消防正監及び消防監の職務 2 消防長、次長及び参事の職務		

(5) 教育訓練・研修等

社会環境の変化が激しい中では、自らその環境に気づき、それに即応するよう自ら改革し、常に社会的要請に即した職員を育てることが基本となる。

このため、広域化後の消防本部では、知識や技術の習得とともに、規範的・人間的側面を意識した上で研修を実施していくものとする。

研修計画は、次の事項を考慮した上で広域化後の消防本部で策定するものとする。

① 専門能力の向上

ア 消防業務の高度化と専門化に対応するため、千葉県消防学校、消防大学校等の研修機関を活用し、専門職員の育成を図る。

イ 職務上必要な資格取得を推進する。

ウ 公務員として必要な知識等を身につけるため、構成市町の行政課題を把握できる取組についても検討するものとする。

② 行動特性の育成

広域消防本部としての組織目標（市民の安心安全の確保）を達成するためには、常に自己発展し続ける職員の育成が必要であることから、個々の職員の行動特性を計画的に育成するものとする。具体的には、普段の業務の根幹となる危機管理意識の醸成、倫理観の向上、自立性の確保等といった規範的側面を集合教育やOJTを活用する中で計画的に育成するものとする。

《資格保有者数》

平成28年4月1日現在（単位：人）

	印西地区消防組合	栄町消防	合計
救急救命士	61	12	73
指導救命士	3		3
薬剤投与	55	10	65
気管挿管	44	10	54
救急資格（救命士含まず）	118	29	147
救助資格	34	9	43
予防技術資格者	37		37
クレーン	26		26
玉掛	23	4	27
小型船舶（限定を含む）	25	12	37
大型自動車	179	26	205
陸特無線	243	43	286
特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB・医療廃棄物）		1	1
衛生管理者	4		4
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	20	1	21
潜水士	19	3	22

第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

《職員の教育訓練研修の状況》

平成27年度中（単位：人）

種 別	科 目	印西地区消防組合		栄町消防		
		人 員	備 考	人 員	備 考	
消 防 大 学 校	総合教育	幹部科	1			
		上級幹部科	1			
	専科教育	予防科				
		火災調査科	1			
		救助科				
消 防 学 校	初任教育	初任科	11		2	
	専科教育	救急科	6		1	
		救助科	2			
		特殊災害科	1			
		予防査察科	1		1	
		火災調査科	1			
		訓練指導科	2		1	
	幹部教育	中級幹部科	1			
		初級幹部科				
救 急 救 命 研 修 所	東 京 研 修 所	新規養成課程	1	救 急 救 命 士		
	九 州 研 修 所	指導救命士養成研修	1	指 導 救 命 士		
資 格 取 得		救急救命士	1			
		薬剤投与				
		気管挿管			1	
		潜水土士	1			
		酸素主任者	2			
		クレーン	2			
		玉掛け	2			
		チェーンソー				
		小型船舶				
		大型自動車				
教 育 研 修	自動車安全 センター	消防救急緊急自動車 運転技能者課程	1			
		初級職員	1			
	印旛郡印旛 市印旛圏研修	中級職員	1			
		接遇能力向上	1			
		法制実務	2		1	
	千葉県自治 研修センター	ハラスメント防止	4			
		行政広報	1			
		クレーム対応	2		1	
		面接試験技法				
		財務政策	1			
		危機管理マスコミ対応	2			
		講義技法				
		契約事務				

近年、社会環境の変化や科学技術の発達に伴い、消防の職務が年々高度化しており、予防業務や救急業務をはじめ、様々な分野で専門性が強く求められているため、専門職員の育成と確保が急務となっている。

また、今後10年間で職員全体の2割強が定年退職を迎えることから、消防活動に支障が出ないよう、資格保有者を計画的に育成する必要がある。

一方で、知識や技術といった比較的開発が容易で業務への効果が見えやすい部分を自発的かつ効果的に発展させていくためには、開発に比較的時間を要し直接的な効果が見えにくい部分である規範的側面の育成も不可欠であることから、計画的・体系的に育成を行うものとする。

#### (6) 貸与物品

広域化後は、貸与物品の統一を図るものとする。

広域化後の貸与物品の仕様は、原則として広域化前の印西地区消防組合の例に統一するものとする。

### 4 施設整備

#### (1) 消防施設整備計画

##### ① 拠点施設の整備

広域消防組織の本部庁舎は、印西地区消防組合消防本部庁舎とする。

##### ② 消防施設整備計画

広域化後の消防署所の新設、既存施設の改築や改修の計画については、再配置を含め、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、将来的な消防力の強化及び均等化を目的として、広域化前に検討・作成し構成団体の同意を得るものとする。

##### ③ 消防施設整備方針

消防署所の新設及び既存施設の改築に要する用地取得並びに改築工事は、施設等総合管理計画に基づき実施する。

また、その事業費については、印西市及び白井市に係る事業費は印西市及び白井市の負担とし、栄町からの委託事務に係る事業費は栄町が負担する。

ただし、従前の印西地区消防組合が所有する財産等を委託事務に活用した場合には、栄町が応分の負担をする。

#### (2) 電算システム

印西地区消防組合の体制に統一する。

《長期リース機器一覧》

- ① 人事記録システム
- ② 給与計算システム
- ③ 庁内情報システム
- ④ 公会計システム
- ⑤ 個人番号管理システム
- ⑥ 服務管理システム
- ⑦ 救急情報管理システム
- ⑧ 消防統計システム

## 5 財産・債務

### (1) 財産の取扱い

- ① 印西地区消防組合（印西市及び白井市）が事務を受託するうえで、事務執行に必要な栄町が有する財産の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 庁舎敷地等の土地  
栄町の庁舎敷地等の土地は、栄町が所有し、印西地区消防組合に無償貸与する。
  - イ 庁舎等の施設  
庁舎等の施設は栄町が所有し、印西地区消防組合に無償貸与する。
  - ウ 車両、資機材その他備品  
栄町の車両、資機材その他備品は、印西地区消防組合に無償貸与する。
- ② 印西地区消防組合（印西市及び白井市）が事務を受託するうえで、栄町に必要な新規取得財産等の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 庁舎敷地等の土地  
栄町の庁舎敷地等の土地は、栄町が取得及び所有し、印西地区消防組合に無償貸与する。
  - イ 庁舎等の施設  
庁舎等の施設は栄町が取得及び所有し、印西地区消防組合に無償貸与する。
  - ウ 車両、資機材その他備品  
車両、資機材その他備品は、印西地区消防組合が取得及び所有し、栄町は応分の負担をする。

### (2) 債務の取扱い

- ① 印西地区消防組合（印西市及び白井市）に無償貸与する物品に係る債務については、栄町が継続して負うものとする。
- ② 広域化後に栄町域で使用する物品に係る財政負担は、栄町で負うものとし、栄町域で共通使用される物品の財政負担は、印西市、白井市及び栄町で負うものとする。
- ③ 広域化前に起債した地方債の債務については、栄町が継続して負うものとする。

## 6 経費負担

### (1) 事前準備経費の負担方法

事前準備経費の負担は、栄町で負うものとする。

### (2) 事務委託に係る経費の負担方法

事務委託に係る経費の負担は、栄町で負うものとする。

### (3) 事務委託の廃止の手続きに係る経費の負担方法

事務委託の全部又は一部を廃止する場合において生じる経費は、印西市、白井市及び栄町が協議して定めるものとする。

## 7 消防団との連携確保

### (1) 消防団との協力体制

広域化後における消防団との協力体制は、現在の協力体制を維持するものとする。

### (2) 消防団との災害時の連携

災害時の連携（災害連絡方法及び災害現場での連携）は、現行どおり万全な体制を維持するものとする。

なお、行政境界付近では、常備消防の出動区域が広域化前と変わる地域があることから、消防団と常備消防の連携が混乱しないよう事前の周知を徹底する。

## 8 広域化後の意見調整組織

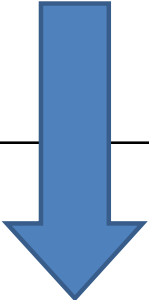


(1) 広域化後には、委託町の意見を受けるための意見調整組織を設置する。

(2) 意見調整組織の運営に係る事項は、設置時に定めるものとする。

## 9 財政シミュレーション

※ 別紙1、別紙2による。

10 今後のスケジュール

方式		事務委託方式	
時期			
28年	9月		
	10月		広域消防運営計画に準じた資料の策定
	11月		
	12月		
29年	1月	<p>※広域化を実施する場合は下記のスケジュールとする。</p> 	
	2月		
	3月		消防広域化の態度決定
	4月		
	5月		事務委託規約の作成 広域消防運営計画の策定
	6月		
	7月		県に広域消防運営計画の報告
	8月		
	9月		2市1町議会で事務委託規約の議決
	10月		事務委託規約の締結
	11月		消防広域化運用開始までに各協議事項及び実務上の細部事項について調整を実施
	12月		
30年	1月		
	2月		
	3月		
	4月		新消防組合発足

1.1 関係市町別メリット・デメリット

		メリット	デメリット
印 西 地 区 消 防 組 合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来であれば出動しなければならなかった隊を次の災害に備えて待機させることが可能になる。</li> <li>・大規模災害発生時の対応強化が期待できる。</li> <li>・広域化した場合は、異動先が増えるため、組織の活性化が図れる。</li> <li>・水難救助力の強化が期待できる。</li> <li>・本部職員の専任化（査察専従員の充実）が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託に関する業務量が増加する。</li> <li>・職員の階級及び年齢構成が、現在最も多い階層が更に多くなるため、広域化した後の採用計画に影響を及ぼすこととなる。</li> <li>・給与・階級の格差是正が必要である。</li> </ul>
	印 西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政境界の一部（安食ト杭の江戸屋付近及び下井の物木機場付近）の出動態勢が強化される。</li> <li>・印西地区消防組合の保有するはしご車、救助工作車等の共同で使用する車両等の購入にあたり、緊急防災減災事業債の対象となれば、普通交付税の算入時に考慮される。（ただし、不交付団体になれば、メリットではなくなる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託を廃止する時に財政的な負担が発生する可能性がある。</li> <li>・多重災害の時に消防力が栄町に分散する可能性がある。</li> <li>・印西地区消防組合が所有するはしご車や救助工作車が栄町にも出向くこととなり、同車両による活動力が低下する。</li> </ul>
	白 井 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西地区消防組合の保有するはしご車、救助工作車等の共同で使用する車両等の購入にあたり、緊急防災減災事業債の対象となれば、普通交付税の算入時に考慮される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西地区消防組合が所有するはしご車や救助工作車が栄町にも出向くこととなり、同車両による活動力が低下する。</li> </ul>
栄 町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防の規模が大きくなることから、大規模災害への対応強化が図れる。</li> <li>・1署であることから、人事の硬直化が進む中、異動先が増え組織の活性化が図れる。</li> <li>・指揮隊運用が可能になり、現場活動上の安全管理の確保及び効果的な消防活動が可能となる。</li> <li>・火災等初動時における出動部隊数が増加することで、消防対応力が大きく強化される。</li> <li>・予防業務（火災現調・立入）専門職の充実が図れる。</li> <li>・特殊車両の効率的な運用による重複投資の回避が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託により消防事務に関して執行管理する権限が失われるため、連絡会などを設置して相互の意志疎通を図る必要がある。</li> <li>・車両、資機材及び運用にかかる仕様統一を図る必要がある。</li> </ul>



## 印西地区消防組合及び栄町消防広域化に係る財政推計【事務委託方式】

## 財政推計の前提条件

## (1) 広域化しない場合の負担額の推移 A

- 印西地区消防組合と栄町消防の経常的な歳入、歳出を平成27年度決算額より算出し、歳入合計より特定財源を差し引き、残りを負担額とした。
- 車両更新及び庁舎改修については、別表のとおり計上した。
- 栄町消防の職員数は、45人とした。
- 印西地区消防組合において推計した。

## (2) 事務委託方式で広域化した場合の負担金の推移 B

- 消防費を2市1町で按分せず、栄町消防に係る経費は、栄町で負担する。
- 平成30年度以降の栄町消防の職員数は、40人(消防署35人、消防本部5人)とした。
- 広域化後の栄町消防の救助工作車は、運用しない。
- 栄町消防において推計した。

## (1) 広域化しない場合の負担額の推移 A

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度
印西市	1,619,731	1,698,056	1,775,357	1,777,401	1,864,351	1,828,329	1,817,500	1,807,911	1,826,873	1,785,980	1,783,618	1,797,046	1,761,663	1,752,272	1,712,025	1,698,343	1,690,980
白井市	1,086,158	1,129,675	1,200,558	1,175,811	1,235,103	1,207,694	1,151,940	1,168,599	1,120,908	1,127,968	1,126,423	1,135,093	1,121,921	1,127,898	1,119,131	1,110,187	1,105,375
栄町	439,750	433,282	430,560	565,962	438,252	448,645	439,707	466,878	465,275	415,571	404,508	374,998	379,942	509,361	391,876	391,674	394,771
合計	3,145,639	3,261,013	3,406,475	3,519,174	3,537,706	3,484,668	3,409,147	3,443,388	3,413,056	3,329,519	3,314,549	3,307,137	3,263,526	3,389,531	3,223,032	3,200,204	3,191,126

## (2) 事務委託方式で広域化した場合の負担額の推移 B

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度
印西市	-	1,698,056	1,775,357	1,777,401	1,864,351	1,828,329	1,817,500	1,807,911	1,826,873	1,785,980	1,783,618	1,797,046	1,761,663	1,752,272	1,712,025	1,698,343	1,690,980
白井市	-	1,129,675	1,200,558	1,175,811	1,235,103	1,207,694	1,151,940	1,168,599	1,120,908	1,127,968	1,126,423	1,135,093	1,121,921	1,127,898	1,119,131	1,110,187	1,105,375
栄町	-	408,302	412,322	557,825	421,922	419,145	431,633	414,190	419,398	384,386	374,132	384,855	378,822	535,831	400,111	402,072	404,053
	-	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)
合計	-	3,236,033	3,388,237	3,511,037	3,521,376	3,455,168	3,401,073	3,390,700	3,367,179	3,298,334	3,284,173	3,316,994	3,262,406	3,416,001	3,231,267	3,210,602	3,200,408

※栄町の下段は、広域化した後、栄町に残る事業(消防団、水防、防災事業)に係る人件費(5人分)であるため、合計には含まれない。

## (3) 事務委託方式で広域化した場合の負担額比較 (B-A)

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	影響額
印西市	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	-	△ 24,980	△ 18,238	△ 8,137	△ 16,330	△ 29,500	△ 8,074	△ 52,688	△ 45,877	△ 31,185	△ 30,376	9,857	△ 1,120	26,470	8,235	10,398	9,282	△ 202,263

※栄町は、平成29年度に事前準備経費として78,495千円が生じる見込みである。

※平成30年度以降栄町に残る事業(消防団、水防、防災事業)に係る人件費36,317千円(5人分)は含めない。

消防の広域化に対する国の財政措置について  
(稲敷地方広域市町村圏事務組合を参考に作成したもの)

緊急防災・減災事業債（平成28年度から平成32年度まで期間延長）

対象事業

■消防署所等の整備

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

■消防用車両等の整備

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率70%)

事業年度

平成29年度から平成32年度まで

以下の事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業となる可能性があり、交付税による財政支援が期待できます。なお、稲敷地方広域市町村圏事務組合を例としたものであり確定したものではありません。

	印西地区消防組合	栄町
平成30年度	化学車 70,000 千円	ポンプ車 35,000 千円、救急車 33,000 千円 指揮車 4,000 千円、ボート 2,325 千円
	緊急防災・減災事業債：70,000 千円 (交付税算入率70%：49,000 千円) <u>印西市 (59.3%)：29,060 千円</u> <u>白井市 (40.7%)：19,940 千円</u>	緊急防災・減災事業債：74,300 千円 (交付税算入率70%：52,000 千円) <u>栄町：52,000 千円</u>
平成31年度	救急車 33,000 千円	事業なし
	緊急防災・減災事業債：33,000 千円 (交付税算入率70%：23,100 千円) <u>印西市 (58.9%)：13,600 千円</u> <u>白井市 (41.1%)：9,500 千円</u>	
平成32年度	救急車 33,000 千円	栄町消防署修繕 137,660 千円
	緊急防災・減災事業債：33,000 千円 (交付税算入率70%：23,100 千円) <u>印西市 (59.5%)：13,740 千円</u> <u>白井市 (40.5%)：9,360 千円</u>	緊急防災・減災事業債：137,600 千円 (交付税算入率70%：96,320 千円) <u>栄町：96,320 千円</u>

印西市の交付税算入による影響額 56,400 千円

栄町の交付税算入による影響額 148,320 千円

白井市の交付税算入による影響額 38,800 千円

## 事務委託に係る経費の推移

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	備 考
	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	
(1) 事前準備経費	78,495																	
貸与品統一	17,580																	
庁舎、車両等の標示	600																	
その他の経費	60,315																	
(2) 消防事務に係る人件費	342,940	318,509	320,231	321,970	323,727	325,502	327,294	329,103	330,932	332,780	334,645	336,528	338,431	340,353	342,293	344,254	346,235	
職員の給料、職員手当、共済費	331,458	303,704	305,426	307,165	308,922	310,697	312,489	314,298	316,127	317,975	319,840	321,723	323,626	325,548	327,488	329,449	331,430	
職員の退職手当	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349
出動手当、時間外手当	4,133	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456
(3) 消防事務に係る経常経費	22,762	24,709	25,468	181,622	43,962	45,386	56,081	36,828	78,341	41,481	29,362	38,202	30,266	185,353	47,693	47,693	47,693	
消防庁舎の維持管理費	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826	8,826
(庁舎改修・臨時経費)	500	500	500	138,160	500	500	500	500	41,830	500	500	500	500	138,160	500	500	500	500
消防車両の維持管理費	3,153	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154	3,154
(車両更新・臨時経費)	500	500	1,259	19,753	19,753	21,177	31,872	12,619	12,802	17,272	5,153	5,153	6,057	23,484	23,484	23,484	23,484	23,484
消防資機材の維持管理費	148	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708	708
消防に係る一般事務費	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635	9,635
貸与被服		1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	10,226	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386
(4) 共同指令センター運用経費	10,125	14,490	20,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125
共同指令センター維持管理費	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125	10,125
共同指令センター機器更新費		4,365	10,000						本更新予定									
委託分合計	454,322	357,708	365,824	513,717	377,814	381,013	393,500	376,056	419,398	384,386	374,132	384,855	378,822	535,831	400,111	402,072	404,053	
職員数	45	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
現行起債	50,594	50,594	46,498	44,108	44,108	38,132	38,133	38,134										
合 計	504,916	408,302	412,322	557,825	421,922	419,145	431,633	414,190	419,398	384,386	374,132	384,855	378,822	535,831	400,111	402,072	404,053	

共同指令センター機器更新費：人口80%均等割20%（指令センター事務局案）で算出。本更新については費用未定のため空欄。

平成29年1月現在で考えられる経費を算出した

## 別 表

(単位：千円)

	印西地区消防組合	栄町（広域化した場合）	栄町（広域化しない場合）
平成30年度	化学車 70,000、救急車 33,000 支援車 20,000、消防長車 4,000 印西西署庁舎改修 353,977 西白井署庁舎修繕 58,510	ポンプ車35,000、救急車33,000 指揮車 4,000、ポート 2,325	ポート 2,325
平成31年度	救急車 33,000、指揮車 4,000 印旛署庁舎修繕 61,740		救急車 33,000、指揮車 4,000
平成32年度	救急車 33,000、予防査察車3,000 指揮車 4,000	栄町消防署庁舎修繕 137,660	ポンプ車 35,000 栄町消防署庁舎修繕 137,660
平成33年度	はしご車150,000、救急車33,000 消防本部・牧の原署庁舎修繕 78,130	給水車 60,000	給水車 60,000
平成34年度	水槽付消防ポンプ車 65,000 救急車 33,000 資機材搬送車9,000、指揮車4,000		救助工作車（Ⅱ型）130,000
平成35年度	水槽付消防ポンプ車 60,000 指揮車 4,000		救急車 33,000
平成36年度	救急車 33,000、指揮車 4,000 印西署庁舎修繕工事 23,000	救急車 33,000	
平成37年度	水槽付消防ポンプ車 60,000 救急車 33,000 救助工作車 150,000	栄町消防署庁舎修繕 41,330	栄町消防署庁舎修繕 41,330
平成38年度	水槽付消防ポンプ車 60,000 予防査察車 4,000 白井署庁舎修繕 31,180		
平成39年度	連絡車 2,000 印西西署庁舎修繕 34,780		
平成40年度	水槽付消防ポンプ車 60,000 救急車2台 66,000 西白井署庁舎修繕 26,340	救急車 33,000 水槽付ポンプ車 60,000	
平成41年度	屈折はしご車 150,000 ポンプ車 35,000、救急車33,000 印西署庁舎修繕 26,500		水槽車 60,000、救急車 33,000
平成42年度	指揮統制車 20,000 救急車33,000、連絡車 2,000 印旛署庁舎修繕 29,270	栄町消防署庁舎修繕 137,660	栄町消防署庁舎修繕 137,660
平成43年度	化学車 70,000、救急車 33,000 白井署庁舎修繕 15,900		
平成44年度	ポンプ車 35,000 救急車2台 66,000 指揮車 4,000 消防本部・牧の原署庁舎修繕 36,880		
平成45年度	化学車 70,000、指揮車 4,000 印西西署庁舎修繕 21,140	ポンプ車 35,000、指揮車 4,000	救急車 33,000